

議案第 107 号

幸手市下水道条例の一部を改正する条例

幸手市下水道条例（平成 2 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 2 第 1 項第 10 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第 45 条第 6 号中「第 36 条第 2 項」を「第 39 条第 2 項」に改め、同条第 11 号中「第 33 条」を「第 36 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 45 条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

下水道法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。